

# 田崎中学校部活動規定

## 1 部活動の目的

学校の教育活動の一環であることを念頭におき、健康安全に留意しながら、技能及び技術の向上を図るとともに、自主性、協調性及び社会性を養い、明るく充実した学校生活に役立つものとする。

## 2 部活動の心得

- (1) 部員は、勉学に励み、日頃の学習をおろそかにせず、文武両道に努める。
- (2) 部員は、自主性、協調性、連帯感および責任感を練習を通じて培うように心掛ける。
- (3) 部員は、自主的に練習し、顧問教師の指導のもとに体力および技術向上に努める。
- (4) 部員の人間関係を重視し、暴力行為やスポーツマンとして恥ずかしい行為は絶対にあってはならない。
- (5) 部活動の趣旨を日頃の学校生活に活かすことを旨とし、普段の学校生活においても服装・行動を正しくする。

## 3 規定

### (1) 練習内容

練習は安全に十分留意し、短時間に能率が上がるように計画的に行う。なお、健康上問題がある場合には練習を行ってはならない。

### (2) 練習時間・下校時刻

- ① 平常の放課後を原則とする。その他については顧問教師の判断とする（ただし、昼休みの練習は認めない）。平日の朝練は、生徒の健康・安全を十分考慮して実施してもよいものとする。  
月ごとの下校時刻は以下の通りとする。

月	4	5	6	7	9	10月前	10月後	11・12・1前	1後・2前	2	3
下校時刻	18:30	18:45	19:00	18:45	18:15	18:00	17:45	17:30	17:30	18:00	18:15

- ② 土・日いずれかを休みとする。ただし、大会や試合前の練習等で休めない場合は、その週の他の曜日を休みとする。
- ③ 平日に1日休みをとる。  
\*②、③について、大会や試合前の練習・天候等により練習が休めない場合は、他に適切な休養日を設けることとする。
- ④ 職員会議中など、顧問が付き添えない場合の活動は、生徒の安全面を十分考慮したものにする。  
(例：部室や活動場所・道具の清掃作業や手入れ、ミーティング、基本動作の練習など)
- ⑤ 活動の延長は、以下の規定で行う。  
肝属地区中体連の大会、県大会、県大会出場への予選となる大会については、学校長の承認で練習時間を延長することができる。
  - ・延長できる期間は大会の2週間前から大会の前日までの期間とする。
  - ・延長できる期間は9月～2月までとし、最大で19時までとする。
  - ・保護者（会）の了承と帰りの送迎を確保した上で、校長の許可を得て、職員会（職朝等）で承認してもらう。

### (3) テストと練習・大会

- ① 原則として定期テスト5日前より練習を中止する。
- ② 中体連主催の大会の場合は試合を優先し、連盟各団体主催の大会はテストを優先させる。  
(付記) 練習も原則として②に準ずる。

(4) 用具・練習場・部室の取り扱い

- ① 用具は丁寧に取り扱い、練習場・部室の整理整頓は各部が責任を持って行う。
- ② 各部の用具はその部活動以外には絶対に使用させない。

(5) 練習場所

原則として校内とするが、校外で練習する場合は、顧問教師の指導により校長に届け出る。

(6) 服装

練習及び試合の際は、各部の規定の服装で行うこと。

(7) 入退部

- ① 入部については、保護者承諾の上、所定の入部届を提出し、担任及び顧問教師の承認を得る。
- ② 退部については、保護者承諾の上、所定の退部届を提出し、担任及び顧問教師の承認を得る。

(8) 経費

- ① 練習試合や大会出場の経費は、原則として選手の個人負担とする。九州大会・全国大会については、PTA会計より補助がある。
- ② 道具費は、原則として選手の個人負担とするが、各部ごとにPTA会計より補助がある。

(9) 傷害等の補償

- ① 平常日の放課後の事故については、学校健康会の給付がある。
- ② ①以外の事故に対応するため、スポーツ安全協会傷害保険に全員加入する。

(10) 練習停止と退部処分

顧問教師および担任によって、この規定が遵守されていないと判断される場合は、職員会議により、該当する生徒および部は、一定期間の練習停止あるいは退部または解散させることがある。

(11) 後援会の設置

- ① 各部は、後援会を設置するものとする。
- ② 部活動代表者会は、年2回実施する。

(12) 部の設置と廃止

- ① 学校の実情（教職員数、生徒数、指導者等）によって、学校長が部活動の再編について職員会議に提案し、論議を経て、学校長が設置の決定をする。
- ② 3年連続で入部者がいない場合は、翌年から廃部とする。

(13) その他、鹿児島県部活動の在り方に関する方針や鹿屋市が定める部活動ガイドラインに準ずる。

(14) 新型コロナウイルス感染症防止対策を行う。